

特定農業振興ゾーン設定計画

項目	内容	
位置及び規模	面積 <u>3.4 ha</u> 地区 <u>広陵町 寺戸</u>	別途図を添付
地域の現状、課題と設定の目的	かつてはイチゴの産地であったが、担い手の不足により、栽培農家が激減した。産地復活のためにイチゴ栽培希望農家の誘致を図り、ゾーン内での就農を支援する。	
高収益作物への転換	認定農業者、認定新規就農者や本町で開講している農業塾の修了生等の担い手に農地を集積し、イチゴ・ナス等の高収益作物を作付けする。イチゴについては観光農園、加工を取り入れ、さらなる高収益化を目指す。	
耕作放棄地の解消・防止 地域内に耕作放棄地は存在しない。		
多様な担い手の確保	地区外等から認定農業者や認定新規就農者、本町で開講している農業塾の修了生等の担い手に農地を集積し、下記の目標を達成する。	
	担い手	現況 (5～10年後)
	人・農地プランの中心経営体	3人 (4人増)
	認定農業者	2人 (3人増)
	うち法人	法人 (法人増)
	認定新規就農者	1人 (1人増)
	基本構想水準到達者	0人 (3人増)
今後育成すべき農業者	0人 (4人増)	
うち法人(企業等)	0法人 (0法人増)	
うち任意団体(集落営農等)	0団体 (1団体増)	
担い手への農地集積	ゾーン内だけでは担い手が不足することが見込まれるので、大規模な住宅地域や馬見丘陵公園及び竹取公園に隣接する特性を活かし、ゾーン内に観光農園を営むイチゴ等の栽培農家を誘致して産地復活を図る。 水稲については、認定農業者等の担い手に集積する。	
農地の整備	地区内の農用地(約2ha)は整備済みであるが、高収益作物導入にあたり、畑地化などに必要な整備を行う。	
農業の近代化(先進技術導入)のための施設の整備	地方創生推進交付金事業により、イチゴ栽培ができるビニールハウスを貸出し、新規就農者の技術向上を図り円滑な就農を促すとともに、観光イチゴ園開設に向け必要な施設等の整備を行う。	
都市計画等他の計画との関係で留意すべき事項	県との「まちづくりに関する包括協定」の締結地域であるので観光イチゴ園や農産物直販所の建設などで6次産業化を推進し、農産物の高付加価値化を図る。	
農業委員及び農地利用最適化推進委員の役割	遊休地化の可能性がある農地を洗い出し、イチゴ栽培希望者に斡旋する。	
その他		